

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第４号））の解説の一部改正の新旧対照表

- 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第４号））の解説
- ・改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン （令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号（最終改正令和６年 個人情報保護委員会・総務省告示第４号））の解説 令和４年３月（令和７年６月更新） 個人情報保護委員会 総務省 目次 〔略〕 【凡例】 〔略〕 ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法 令等の内容は令和７年６月１日時点とする。	電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン （令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号（最終改正令和６年 個人情報保護委員会・総務省告示第４号））の解説 令和４年３月（令和７年４月更新） 個人情報保護委員会 総務省 目次 〔同左〕 【凡例】 〔同左〕 ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法 令等の内容は令和７年４月１日時点とする。
１・２ 〔略〕	１・２ 〔同左〕
３ 電気通信事業者の義務（第２章関係） ３-１・３-２ 〔略〕 ３-３ 個人情報の取得（第７条～第９条関係） ３-３-１ 〔略〕	３ 電気通信事業者の義務（第２章関係） ３-１・３-２ 〔同左〕 ３-３ 個人情報の取得（第７条～第９条関係） ３-３-１ 〔同左〕

3-3-2 適正取得（第 8 条第 1 項関係） [略] 電気通信事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）。 【電気通信事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 [略] （※1）[略] （※2）電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 179 条により刑事罰（1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。 （参考） [略]	3-3-2 適正取得（第 8 条第 1 項関係） [同左] 電気通信事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）。 【電気通信事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 [同左] （※1）[同左] （※2）電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 179 条により刑事罰（1 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。 （参考） [同左]
3-3-3～3-3-7 [略] 3-4～3-6 [略]	3-3-3～3-3-7 [同左] 3-4～3-6 [同左]
3-7 個人データの第三者への提供（第 17 条～第 20 条関係） 3-7-1 第三者提供の制限の原則（第 17 条第 1 項関係） [略] 電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※1）を得ないで提供してはならない（※2）（※3）。同	3-7 個人データの第三者への提供（第 17 条～第 20 条関係） 3-7-1 第三者提供の制限の原則（第 17 条第 1 項関係） [同左] 電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※1）を得ないで提供してはならない（※2）（※3）。同

意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（3-1-1（利用目的の特定）参照）。

（※1）[略]

（※2）[略]

（※3）電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 179 条により刑事罰（1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

【第三者提供とされる事例】 [略]

【第三者提供とされない事例】 [略]

[略]

(参考)

[略]

意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（3-1-1（利用目的の特定）参照）。

（※1）[同左]

（※2）[同左]

（※3）電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 179 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

【第三者提供とされる事例】 [同左]

【第三者提供とされない事例】 [同左]

[同左]

(参考)

[同左]

3-7-2~3-7-7 [略]

3-8~3-12 [略]

4~9 [略]

【付録】 [略]

3-7-2~3-7-7 [同左]

3-8~3-12 [同左]

4~9 [同左]

【付録】 [同左]